

信濃町 PR キャラクター「一茶さん」デザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信濃町 PR キャラクター「一茶さん」(以下「一茶さん」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「一茶さん」に関する権利)

第2条 「一茶さん」に関する一切の権利は、信濃町(以下「町」という。)に帰属する。

(使用承認の申請)

第3条 「一茶さん」を使用しようとする者は、あらかじめ「一茶さん」デザイン使用承認申請書(様式第1号)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としない場合は、この限りではない。

- (1) 町及び町の関係部局等が使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 町の信用若しくは品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (5) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するおそれがあるとき。
- (7) 町の情報と誤解するおそれがあるとき、又は町が公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (9) 使用しようとする者が、次のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。（以下同じ。））

ウ 役員等が暴力団員である者、または暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

エ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(10) その他町長が使用について不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、「一茶さん」デザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 使用料は無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 「一茶さん」の使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 別に定める色、形状等を正しく使用すること。
- (3) 原則として物品等には「信濃町 PR キャラクター「一茶さん」との表記を付すること。ただし、町長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定および登録を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等については、その完成時に速やかに町長の確認を受けること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第7条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「一茶さん」デザイン使用内容変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、「一茶さん」デザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 使用者は、変更の承認後においても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき、又はそのことが判明したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「一茶さん」デザイン使用承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物品等を使用してはならない。

（責任の制限）

- 第9条 前条の規定により、使用承認を取消したことにより生じた損害について、町は一切の責任を負わない。
- 2 使用者が「一茶さん」の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負わない。

（補則）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、「一茶さん」の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

信濃町長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

「一茶さん」デザイン使用承認申請書

下記のとおり、「一茶さん」のデザインを使用したいので申請します。

なお、信濃町 PR キャラクター「一茶さん」デザイン使用取扱要綱（平成 26 年信濃町教育委員会告示第 3 号）第 7 条第 1 項に該当すると認められたとき、又は第 9 条の規定により使用承認を取り消されたときは、直ちに使用を中止することを確約します。

記

使用品の名称等	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数・製作数	
連絡先	職・氏名： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス：

- 〈添付書類〉（1）企画書・見本等（レイアウト・図面・写真等）
（2）申請者の概要（パンフレット等）
（3）その他

様式第2号（第4条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

信濃町長 印

「一茶さん」デザイン使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のありました「一茶さん」のデザイン使用（変更）について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

使用品の名称等	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数・製作数	
特記事項	

※使用に際しては次に掲げる事項を遵守してください

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 別に定める色、形状等を正しく使用すること
- (3) 原則として物品等には「信濃町 PR キャラクター「一茶さん」との表記を付すること。
- (4) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定および登録を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等については、その完成時に速やかに町長の確認を受けること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

信濃町長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

「一茶さん」デザイン使用内容変更申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けた「一茶さん」のデザインの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

変 更 内 容	
変 更 理 由	
連 絡 先	職・氏名： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス：

〈添付書類〉（1）企画書・見本等（レイアウト・図面・写真等）

（2）その他

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

信濃町長 印

「一茶さん」デザイン使用承認取消通知書

年 月 日付で申請のありました「一茶さん」のデザイン使用（変更）について、下記のとおり承認を取り消します。

記

承認番号	
使用品の名称等	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用数・製作数	
取消理由	